

日程第 8．議案第 66 号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 8．議案第 66 号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 66 号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、交付される個人番号カードで印鑑登録証明書が取得できるよう条例改正を行う必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 66 号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例でございます。第 66 号資料として概要説明をお配りしております。まず改正の趣旨でございますが、これもマイナンバー法施行に伴い、平成 28 年 1 月から現在交付している住民基本台帳カードに加え個人番号カードについても同様な利用を行えるよう条例の改正です。印鑑登録証明書が発行できるようにするための条例改正です。これも先ほどの条例制定と同じような趣旨でございます。まず 7 条の改正につきましては、現在は希望する方に対して住民基本台帳カードを印鑑登録証とみなす規定を、個人番号カードも同様に印鑑登録証とみなすことができるようにするための改正です。これまでの住民基本台帳カードに個人番号カードを追加するということです。

それから、自動交付機に関する規定。これは第 10 条の関係ですが、これも自動交付機によって印鑑登録証明書が発行できるように個人番号カードを追加する改正です。これも先ほどご説明させていただいたことと同じようなイメージでご理解いただければと思います。

2 本立てでございます。附則第 3 項ですが、印鑑登録証の交付を受けているものが住民基本台帳カード又は個人番号カードに印鑑登録証を付加した場合は、これまでお持ちだった印鑑登録証は返してくださいと附則でうたっております。その他につきましては、字句、文言の修正で、年明けから交付される個人番号カードについてもこれまでの住民基本台帳カード同様に自動交付機でも印鑑登録証明書が発行できるようにするための条例改正となっております。以上が、議案第 66 号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の概要説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 今、通知カードが皆さんのお手元に届いています。これを申請して1月から交付を受けますよね。その時に、このカードを印鑑登録するとか、また本町の自動交付機を使うときには、そこでやり取りするのですか。印鑑登録証の機能を加えたいとか、ここはこのように使えるようにしたいとかなったとき、本町でその磁気テープの入れ込み作業があるのか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えします。今お手元には通知カードが届いているかと思いますが、これの下部には個人番号カード申請書があると思います。これらの申請をなされると、役場に届きます。これで窓口にいらしていただいて、カードには写真が張り付けられていますので、別の身分証明書で本人かどうか確認して、おっしゃるとおりこれに印鑑登録を付加しますかと、自動交付機で取れるようにしますかというのをお聞きして、希望であればそういった機能を持たせる。希望なさらないときは、個人番号カードと印鑑登録証を持ってこれまでどおりの使い方をします。ただし、今の条例改正でいった機能が使えないということです。両方できるというのではなくて、どちらかを選択することになります。この条例改正に則った利用をするのであれば、機能を個人番号カードに付加して、これまでの印鑑登録証はお返しいただくという流れになります。以上です。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん その際には、住民はそこで待ってすぐ交付ができるのですか。それもまた改めて役場に行くことになるのですか。

○議長 宮城清政君 住民環境課長。

○住民環境課長 与那嶺秀勝君 ただいまの質問にお答えします。これまで印鑑登録をするのと同様、15分程度で可能ということです。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今は印鑑証明をこの個人番号カードにのせてこのカードで取れるようにするとのことなのですが、その個人番号カードで住民票など取れると先ほどの条例

のところでありましたよね。自動交付機で取れるようにしますでしょう。つまり住民票などはカードに機能をのせるなどしなくても取れて、特に印鑑登録証明書だけ、個人の希望がなければできないということなのでしょう。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 個人番号カードで自動交付機を使う場合は、I C、個人認証、公的認証というのがマイナンバーには付けられるのですが、本庁に設置している自動交付機は磁気での個人の認証になりますので本町の住民環境課においてそういった処理が必要だということです。法律ではI Cに最初から付加されている個人の認証よっての通信で、先の端末でやるには法的に定められている。本庁の自動交付機は、磁気テープの部分に個人の認証が付加されますので、それはこの条例によって定めておく必要があるということになります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時33分）

再開（午前11時35分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第66号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。